

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年4月27日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第60号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和42年香川県規則第65号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(福祉事業の種類) 第17条 略</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4)～(18)</u> 略</p> <p>2 略</p>	<p>(福祉事業の種類) 第17条 条例第17条第1項に規定する被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な事業の種類は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p><u>(4) 休養に関する事業</u></p> <p><u>(5)～(19)</u> 略</p> <p>2 略</p>

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第17条第1項各号の規定は、この規則の施行の日以後に行うべき事由が生じた福祉事業について適用し、同日前に行うべき事由が生じた福祉事業については、なお従前の例による。